

牛伝染性鼻気管支炎・牛ウイルス性下痢 - 粘膜病 2 価・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合ワクチン（案）

1. 概要

(1) 品目名：牛伝染性鼻気管支炎・牛ウイルス性下痢 - 粘膜病 2 価・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合ワクチン

商品名：“京都微研”、キャトルウイン-6

(2) 用途：牛伝染性鼻気管支炎、牛ウイルス性下痢 - 粘膜病、牛パラインフルエンザ、牛RSウイルス感染症、牛アデノウイルス（7型）感染症の予防

本剤は、それぞれ弱毒化された牛ヘルペスウイルス、牛パラインフルエンザ3型ウイルス、牛RSウイルス、牛アデノウイルスの4種の乾燥生ワクチンと、紫外線で不活化した牛ウイルス性下痢 - 粘膜病ウイルス1及び2を混合した、6種混合ワクチンである。

(3) 有効成分：豚精巢細胞培養弱毒牛伝染性鼻気管支炎ウイルス No.758-43 株
鶏胚細胞培養弱毒牛パラインフルエンザ3型ウイルス BN-CE 株
ハムスター胚由来(HAL)細胞培養弱毒牛RSウイルス rs-52 株
山羊精巢細胞培養弱毒牛アデノウイルス（7型） TS-GT 株
牛精巢細胞培養牛ウイルス性下痢 - 粘膜病ウイルス1型 Nose/T 株
牛精巢細胞培養牛ウイルス性下痢 - 粘膜病ウイルス2型 KZ-cp/T 株

(4) 適用方法及び用量

乾燥生ワクチンに液状不活化ワクチンを加えて溶解し、その2mLを牛の筋肉内に注射する。また、追加免疫用として使用する場合は、半年から1年毎に2mLを筋肉中に注射する。

(5) 諸外国における使用状況

本製剤は、諸外国において、承認、使用されていないが、類似の製剤は、米国において承認、使用されている。

2. 残留試験結果

本製剤の妊娠牛及び子牛における安全性試験において、注射部位における変化が観察されている。

妊娠牛における安全性試験では、妊娠6か月の牛に2か月間隔で2回接種後観察終了日（分娩後28日）までの間において、常用量群及び10倍量群とも、注射部位に熱感、腫脹、硬結等の変化は認められなかった。

子牛における安全性試験については、3か月齢の子牛に2か月間隔で2回接種された。臨床所見では、2回目の注射において常用量群の1頭で注射後2日に、10倍用量群の3頭で注射後2～5日の間で1ないし3頭で軽度な腫脹が認められた。また、剖検については、観察終了日（1回目注射後2.5か月後、2回目注射後14日後）において、10倍用量群の1頭で2回目の注射部位に淡黄色部が認められ、この部位の病理組織学的検査では中程度の肉芽腫が認められた。その他、常用量群の1頭で2回目注射部位に、10倍用量群の1頭で1回目注射部位に軽度な細胞浸潤が認められた。

3. ADIの評価

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、平成16年7月2日付厚生労働省発食安第0702001号により、食品安全委員会あて意見を求めた牛伝染性鼻気管支炎・牛ウイルス性下痢・粘膜病2価・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合ワクチンに係る食品健康影響評価については、以下のとおり評価案が公表されている。

当ワクチンの主剤は日本国内で分離されたウイルス株を弱毒化あるいは不活化したものである。弱毒化ウイルスはウシへの感染性を有する生ウイルスであるが、これらはすべて人獣共通感染症の病原体とはみなされていない。これまでヒトで発病した事例も報告されておらず、ヒトへの病原性はないと判断される。また、製剤はアジュバントを含有していない。

これらのことから、当生物学的製剤が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。

4. 残留基準の設定

食品安全委員会における評価結果を踏まえ、残留基準を設定しないこととする。